山口県	七級地	周南市
徳島県	七級地	徳島市　鳴門市　阿南市
香川県	六級地	高松市
	七級地	坂出市　三木町
福岡県	五級地	福岡市　春日市　福津市
	六級地	大野城市　太宰府市　糸島市　那珂川町　志免町　新宮町　粕屋町
	七級地	北九州市　筑紫野市　古賀市　宇美町　篠栗町　須恵町　久山町
長崎県	七級地	長崎市

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上162未満	0.85
162以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上324未満	0.85
324以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.010
宮城	1.048
埼玉	1.039
千葉	1.021
神奈川	1.242
新潟	1.052
静岡	1.204

山口県	七級地	周南市
徳島県	七級地	徳島市　鳴門市　阿南市
香川県	六級地	高松市
	七級地	坂出市　三木町
福岡県	五級地	福岡市　春日市　福津市
	六級地	大野城市　太宰府市　糸島市　那珂川町　志免町　新宮町　粕屋町
	七級地	北九州市　筑紫野市　古賀市　宇美町　篠栗町　須恵町　久山町
長崎県	七級地	長崎市

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費に係る乗率（第12条関係）

⑴　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上162未満	0.85
162以上	0.95

⑵　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の段階	乗率
81未満	0.80
81以上324未満	0.85
324以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りよう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.010
宮城	1.048
埼玉	1.038
千葉	1.020
神奈川	1.238
新潟	1.051
静岡	1.202